

平成 29 年

第 9 回教育委員会定例会

# 議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成29年 第9回 <u>定例</u> ・臨時委員会 議事録		
委員会 日程		会場
開会日時	平成29年6月30日 午前 <u>・後</u> 1時30分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター 4階 大会議室
閉会日時	平成29年6月30日 午前 <u>・後</u> 3時27分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者		欠席委員
教育長 渡邊 尚人		
1番委員 佐藤 辰夫		
2番委員 仲川 正道		
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 吉田 泉 管理主事 山田 裕之 課長補佐 伊藤 賢治  書記(庶務係) 濱崎 賢一 学事指導係 主任 中川 優子		社会教育課 課長 越前 範行
傍聴人	有 <u>無</u>	有の場合、別紙のとおり
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第 37 号 佐渡市奨学金貸与条例の制定に係る専決処理について 議案第 38 号 佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について 議案第 39 号 佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について  <報告事項> 1 学校の諸問題について 2 認定こども園について <その他> 次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
議案第 37 号 採決あり 賛成 3 対反対 1 で原案可決		
請願、陳情	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

## 【議事の概要】

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 吉田学校教育課長</p>	<p>◎本定例教育委員会は、午後1時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ただいまから平成29年度第9回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。</li><li>・ 初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、中村委員と信田委員の2名を指名いたします。よろしくをお願いします。</li><li>・ 日程第2、議案第37号「佐渡市奨学金貸与条例の制定に係る専決処理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li><li>・ 先月の教育委員会の会議の中で、奨学金貸与条例の制定等について概要をお示ししましたが、このたび昨日29日付で条例の方を先に提出させていただきまして、議決を受けました。したがって、本日議案第37号につきましては、条例制定に係る専決処理ということをお願いしたいと思います。</li><li>・ これから条例の逐条等をご説明しようかと思いましたが、まずわかりやすくするために、このお配りした資料をごらんください。新制度に関する資料です。</li><li>・ まずナンバー1、ポイントとしましては、旧制度から新制度への大きな変更点は、大学4年生の場合ですが、242万から430万、約倍までいきましたが、かなりの増額となっております。あと一番大きな今回の改正点は、これまで半額を限度として免除をしておりましたが、今度は全額の免除ということに改正をいたしました。ただし、就労等の一定の条件については、これまでと同様でございます。</li><li>・ ナンバー2、その下です。奨学金の返還が全額免除となる条件ですが、大学等を卒業した後、速やかにとという意味です。10年の間に佐渡に戻り、継続して5年間就労することと。したがって、大学等を卒業して、数年たった後10年ということではございません。卒業後10年ということでご理解ください。</li><li>・ ナンバー3でございます。まずは、高等学校の生徒につきましては、これまでどおり貸与額については変更がございません。月額1万5,000円と入学時一時金としまして10万円でございます。年間18万が月額ですと、1万5,000円になります。ただし、これまで収入基準と成績要件を設けておりましたが、今後は成績の要件は撤廃いたします。</li><li>・ その下、ナンバー4でございますが、奨学金の貸与額、これは専門学校以上の学校につきましては、旧制度これまでの金額、左の旧制度、入学年度（入学）となっておりますが、これは大学の方でご説明しますが、大学については98万円となっておりますけれども、この内訳が要は初年度に対しまして入学一時金が50万この中に入っています。したがって、残りの48万については、月額4万円ベースがこれまでの規定でございました。その下の入学年度以外になりますと、これ例えば大学の2年以降については、大学につい</li></ul>
----------------------------------	---

ては48万、48万、48万で3年間お貸しするというのが今までの規定でございました。したがって、高校に入るといくら、専門学校、短大いくら、大学いくらというふうにお貸しする額が既に決定しておりましたけれども、今後新制度については、右の入学年度から入学年度以外、自分のいわゆる必要額に合わせまして、本人の申し出により貸与するのが今回の大きな変更点でございます。

- そうしますと、例えば入学年度一番上の方の新制度で130万とありますけれども、入学年度で130万、大学4年制ですと2年から3年次まで300万ということになりますと430万、これが先ほどのナンバー1のところの上の新制度という最大で430万ということになります。これがちなみに6年制になりますと、当然630万になりますが、基本ラインで書かせていただきました。
- 次にナンバー5です。今度は、免除になるケースと免除にならないケースをお示ししたいと思えます。これは貸与終了後1年目から市内に在住をし、5年間継続して就労した場合です。1年目から5年目までは返還がまず猶予されます。働いているという前提で猶予されます。そうしますと、5年間の実績をつくりましたので、6年目以降ということで、返還の免除ということが決定します。要は、学校を出てから5年間継続して佐渡市で勤めていただければ全額免除いたしております。
- その下、ナンバー6ですが、これは貸与終了後市外在住のため、一旦返還をしております。これは、2年目から5年目まで返還しております。6年目に佐渡市に帰ってきて就労しております。そうすると、6年から10年目までの5年間佐渡市で連続して就労しましたので、これは冒頭申しました卒業後10年以内に該当します。したがって、ここで実績をつくりましたので、2年目から5年目にかけて島外で納めてきた返還金については、これも合わせて還付して、残りの分も免除ということになります。
- 次に、7番目ですが、今度は返還が必要なケースとなります。これは、貸与終了後の1年目から市内に在住をし、就労しておりましたけれども、5年目に市外に転出してしまった場合がございます。これは、連続して5年の継続という条件を満たしておりませんので、返還が必要になります。1年目から4年目については猶予しておりましたけれども、島外へ出た時点で猶予がなくなりますので、返還の義務が生じます。
- ナンバー8ですが、これは貸与終了後市外に在住していたために、2年目から返還が開始します。返還の始期については、卒業後貸与終了後1年間は猶予がありまして、2年目の春から返還という決まりになっております。貸与終了後市外に在住していたため、2年目から返還がこれ開始されます。7年目に佐渡に帰ってきて就労し、その後5年間就労したとしても、10年目をもう既に超えますので、これについては該当ありません。貸与が終了した後の10年間で勝負となります。
- こういったことを踏まえて、条例の方を説明させていただきます。

- それでは、2ページをごらんください。これは、全部改正ということで、条ごとに簡単にご説明させていただきます。
- まず、第1条の目的ですが、これまでの目的のほかに、有能な人材の育成とともに、今度は将来にわたる定住を促すことを目的とする。この文言がキーワードになっております。
- 第2条は、貸与の要件です。まず、第1号の関係では、対象になる学校を列記してありますが、これはこれまでと同様です。第2号については、それぞれの条件が出てまいりますけれども、まず佐渡市の場合は、住所を有すること、あと世帯員の全てが市税等の滞納がないこと、こういったことが条件になります。ただし、第2号のただし書が最後ございますので、「ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない」という規定がございますので、例えば親御さんの都合で滞納とかがあったとしても、親御さんに返還の意思等が十分あって、年間計画等を立てていただけるような状況であれば、これは排除するものではございません。ただし書を適用していきたいと、そのようになっております。
- あと第2条の第2項、前項第1号に掲げる学校、つまり高校生の場合を想定しておりますけれども、高校生の場合については、成績要件は撤廃しました。あくまでも経済的な支援という側面を残したいことがあることから、第2項は経済的な支援を主眼とした規定になっております。高校生以外については、成績要件並びに家族の所得要件等については、撤廃していますが、予算の範囲内で貸付者を決定する場合がございますので、そういったときは家族の収入等を参考にしながら予算の枠を超えた人については、認定しないというふうなことを想定しております。
- 第3条ですが、奨学金の種類及び額ということで、第1項1号、2号については、先ほどの高校の部分の部分を想定しております。3ページの2、上の表中が先ほどのご説明になります。入学年度と入学年度以外それぞれ受けており、この組み合わせは貸与者の申請によりいかようにもなります。あと第3項では、当然これは無利子の貸与となっております。
- 第4条ですが、これは貸与期間であります。貸与期間については、その在学する学校における最短就学期間とするということで、例えば大学なら4年、通常4年制の大学ですので、留年して6年行ったとしても4年間しか貸せません。そういった趣旨でございます。あと奨学金の貸与期間、最長9年とするということについては、これは高校3年と高校卒業後の薬学部等の6年制の大学を想定して9年という規定をさせていただいております。
- 次に、第5条については、連帯保証人の関係であります。まず第1項においては、2人必要ということの規定しております。第2項では、その1人は親、親権者、もう一人は独立の生計を営む65歳未満の成年という規定をしております。第3項では、その2人のうち1人は必ず佐渡市民であるということとしております。これについては、滞納整理等の万が一の場合が出たときについては、督促等を考えた場合、1人は本市に住所を有するという

ことで規定をさせていただいています。

- ・ 続きまして、第6条の申請につきましては、別に定めるところ、規則の方で定めております。各種申請書を市長に提出する義務がございます。
- ・ 第7条については、その申請が出た場合、これも規則等に規定しておりますが、その申請に基づいて貸与者の決定を行うという規定でございます。
- ・ 4ページ、一番上の方ですが、第8条、これは貸与の停止及び終了としております。これまでの規定等を整理させていただいた内容になっております。現行では就学の継続が困難であると市が認定し、奨学金を終了する条項がございましたが、就学する以上は市の判断での打ち切りはしないことといたしました。ただし、これまでどおり第3号にございますけれども、奨学生として適当でない市長が認めるときと、非違行為等があった場合でございますが、今後もこういった場合については、市長が判断をし、打ち切りをさせていただきます。
- ・ 第9条は返還の義務です。まず、返還の始期については、貸与が終了して1年間は猶予がありますが、1年後から返還がなされます。それは、その金額に応じて最長20年間での返還ということになっております。あともう一点、返還の額については、月額が1万円を下らないという規定をさせていただきました。ちなみに1万円を下らないの規定につきましては、これは例えば高校生の場合は、満額でも54万でございますけれども、例えば10年返還等にしますと、1月当たり当然1万円を下回りますので、そういった場合は1万円以上になるように設定をさせていただきます。
- ・ 第10条です。4ページの一番下の方になりますが、返還の猶予の規定でございます。返還の猶予の規定については、5ページの上の方に1号から4号までの規定がありますが、それぞれここに該当する場合については返還の猶予ということになっております。例えば第1号の規定によりますと、奨学金の貸与が終了したとしても、その後引き続いて別な学校等に在学していて、実際就労していない場合には、返還の猶予がございます。あと第3号等については、本当にやむを得ない事情です。災害、疾病等の事情については、申し出により猶予が可能となります。あと第4号については、今回の全額返還、免除に至る内容になりますけれども、市内に住所を有し、かつ、就労しているとき、これは貸与の満了期から5年間、市内などにおいて就労したときに限るということになっておりまして、これは返還の免除を想定した猶予でございます。
- ・ 第11条は、返還の免除という規定です。返還の免除につきましては、第1号が死亡したとき、第2号が障害を残す負傷又は疾病を負ったときと、これはある意味やむを得ない事情というのが第1項の1号ということになります。第2項以下は、まさしく今回の条例の目的である定住促進のための免除の規定です。第1号では、貸与満了期から10年の期間内において、継続して5年間住所を有しながら、かつ、就労しているという規定でございます。あと返還義務を怠っていない、あとは市税等を滞納していない、こういった

条件に合致しますと、免除の対象になるということです。

- ・ 第12条は、即時返還の規定ですが、返還すべき期間から猶予が経過しても返還しない等、いわゆる滞った場合でございますけれども、そのような状況が見えた場合については、奨学生又は連帯保証人に対して未済額全額を即時返還を求めるという規定がございます。第2項については、奨学生及び保証人は前項の規定による請求があったときは、債務の期限の利益を失うものとする。もともと例えば連帯保証人が10年の債務の返済ということで印鑑を押しましたけれども、結果このような滞りが出た場合については、10年間の期限の利益というのを失うと、そういった意味合いでございます。

- ・ 第13条、最後、委任ですが、この条例に関し、必要な事項は規則で定めております。

- ・ 最後、6ページ、附則の関係です。これは経過措置等を規定しておりますけれども、まずこれ佐渡市の誘致校の貸付金条例が別な条例でございましたが、これと前回の委員会の中でもご説明したとおり、これを包含したような形になっておりますので、まずこの誘致校は同時にこの条例の制定とともに廃止をいたします。それまでに貸与しておりましたものについては、従前の規定が適用されると。つまり全額の免除については、あくまでも施行日以降の対象者について適用したいと。旧制度での借入者については、その借り入れた部分に係るものについては、旧制度の返還免除の規定が適用されます。したがって、例えばことし大学3年生になる方が旧条例のもとに貸与を受けているといった場合については、今まで借り入れたものについては、旧制度の規定にのっかって返還等の計算等がなされますけれども、3年以降の3年、4年目についてはまさしくこの条例を変更した以降の借り入れとなりますので、それは今度奨学生が自ら選択ができるというふうな規定がここにあります。

・ 渡邊教育長

- ・ 一応今回は、議案ということで、条例の案だと。この後でまた施行規則等もございますので、とりあえずここまで切って、意見等がありましたらお願いいたします。

・ 仲川委員

- ・ この議案の資料を一昨日、いただきまして、昨日目を通しました。実はびっくりしました。なぜかと言いますと、前回はお話を軽く報告事項という形で受けました。そのときに学校教育課長からのお話では、これは市長案件だから報告事項にしますというお話だったかと思えます。ふたをあけてみたら、教育長の専決処理、つまりもう終わったことになってしまった。これはおかしいんじゃないだろうかというのが最初の印象でした。

- ・ 我々教育委員というのは、教育委員の集合体としての教育委員会は、合議制の組織でありまして、2つの責任をもてというふうに言われてきました。1つは、重要事項についての意思決定機関である。もう一つは、事務局、教育行政全般へのチェック機能を果たせ。このやり方だとどちらも成立しないじゃないか。きのうニュース見ていましたら、ローカルテレビでこれが佐渡市議会を通ったというのがありました。全て決してしまってから教育委員



<p>・ 吉田学校教育課長</p>	<p>会に議案としてかけるというのは、順序が全く違う。私は非常に不愉快です。何のために我々はこういう教育委員会を開いているのか。前から何遍も言っているけど、委員会が形骸化しないように我々が頑張らないといけない。ところが、もう出だしから形骸化してしまっている。これはやり方が間違っていると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ もう一つ、何のために市長部局と教育委員会の両方の組織としての総合教育会議を立ち上げたのか。一昨年の前市長のときの第1回目に、前市長が教育委員は佐渡の教育、そして人材育成に責任をもてと言われました。非常に強い口調で言われました。私はそのつもりでいます。だけれども、これでは責任のもちようがない。我々のほとんどあずかり知らないところで全部こんな重要なことが決定され、しかも総合教育会議も開かれず、そして専決処理したから承認しろと、これはやり方がおかしい。全部読んでいっぱい疑問点がありますが、一番おかしいと思うのはそこです。これについては、学校教育課長とそれから教育長にお答えいただきたい。</li> <li>・ 今回の条例を制定して議会に上程するまでの期間というのが前回お示しした際は、まだ規則とか、このような条例も全く議会に提出できる状態でなかったことが1点ございます。あと規則についても、今回議会等の意見がありましたので、そういったことを踏まえて、昨日まで修正しておりました。条例については、本当に申し訳ございませんけれども、本来ですと議会に上程する前に教育委員会でお示しをして、その議決後に議会に出すという手順でしたが、今回は最後の最後までこの条例の内容について市長部局と教育委員会と、誘致校の担当の地域振興課と、調整してきたんですけれども、結局5月の教育委員会の段階ではまだそのような調整をしておる段階で、このような原案というのが全くできていなかったのです。それが1点ございます。</li> <li>・ 本来できた段階ですぐ議会中でも臨時会を開いて、議決の前に提案すべきでありました。条例等については、今までは議会に提出する前の全協のあたりまでに教育委員会にかけておりましたが、今回はこういった事情で間に合わなかったというのが現状でございます。</li> </ul>
<p>・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 状況はよろしいでしょうか。</li> <li>・ これは突然市長の方から持ち出したということですか。本来であればもう少しじっくりと話をし、これが教育委員会にかけられる時間の余裕をもってやるのが筋ですが、5月のときにこれは市長案件で市長が持ち出したんだという言葉が確かあったと思いますけれども、そんなに急に言い出したことなんですか。</li> </ul>
<p>・ 吉田学校教育課長 ・ 仲川委員 ・ 吉田学校教育課長 ・ 佐藤委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実は、施政方針に載っておりましたので、当然新年度から速やかにやれば5月の教育委員会には間に合っただろうと思います。</li> <li>・ 総合教育会議で話すべきだという進言は誰もしなかったんですか。</li> <li>・ そこまでもちょっと今回いろいろありまして。</li> <li>・ 意見というよりも、私も同感というか、同じ感想をもちました。昨日佐</li> </ul>

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 吉田学校教育課長</p>	<p>渡市内の庁舎内で議会の状況を放送されていました。館内放送されていて、ちょうどこの内容が流れておりまして、なぜこれがこういうことになっているんだという、私も半分驚きと、そしていただいたもので専決議決という資料をいただきました。対応のスピードは大切ですけれども、やっぱりちょっと私らが認識していないところでどんどん進んでいるんだなと、そういうフットワークのよさは大事かと思いますが、反面やはりそういう手順というか、そういうものはやっぱり欲しいなと、こう思います。特にこれ施行していろいろ返済云々といった場合には、その段階でかなりまた新たな課題が出てくるかと思えます。そのときに検討すればいいよと言った方も若干おりましたが、そのくらいリスクを抱えてスタートしなければ何もできないんですけれども、やはりできるだけそういう手順を踏むということで、そのリスクは軽減できるのかなというふうに感じました。</p> <p>・ では、今 37 号の議案につきましてですが、ほかに質疑がありましたらお願いします。</p> <p>・ たくさんありますが、いいですか。ぜひ記録に残しておいてください。私は大変心配しています。それから、総合教育会議設置の趣旨に合わない。このやり方は。そのことも記録として残してもらいたいと思います。</p> <p>・ ここには直接は書かれていませんが、第 7 条、これは大変大きなことにかかわってくると思います。「選考を行い」という、この選考方法について今わかる限り教えてもらいたいということが 1 つ。</p> <p>・ もう一つは、毎年度予算の範囲内において、これがもう少し具体的に何を示すのか。どのぐらいの初年度予算を考え、2 年度を考え、シミュレーションをとっているのかどうなのか、そこの 2 点をお願いします。</p> <p>・ まず、1 点目の選考については、奨学金の審査会がごさいます。それをそのまま継続してやるつもりでおります。</p> <p>・ 審査する内容については、今回は所得要件も成績要件も撤廃しましたので、間口はすごく広がると思います。これまでは申請の段階で足切りがありましたけれども、市で一旦審査にかかります。それで、最終的にそれが全員並べて予算の範囲内に納まれば全員、貸与者が決定しますが、納まらない場合は、所得の計算をさせていただきまして、所得の低い人からずっと並べて、そこで最終的な予算で足切りをしたいと考えています。</p> <p>・ もう一点の予算の範囲内の設定ですが、約 100 人を予定しております。これが例えば新制度から始まったと、これまでの貸し付けのものも残っておりますので、約 100 人を予定しております。1 年目は約 9,500 万ぐらい予算をしてごさいます。2 年目、3 年目、4 年目とどんどん膨らんでいきますので、今のところ最高で 2 億 5,000 万ぐらい毎年計上することになります。そこに今まで貸し付けをしておった残りのいわゆる部分もプラスしますと、約 2 億 5,500 万ぐらい、4 年後必要になると考えております。それで、最終的には貸し付けをして返還者が全て返還すると、資金が回り始めるのが 25 年後になります。25 年後になると、毎年 2 億 5,000 万ではありますけれども、</p>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教</li> </ul>	<p>2億5,000万の返還が始まると。したがって、それまでの間は財源的な部分が常に当然不足していきますけども、25年目以降については返ってきた金がお貸しできるというふうな想定であります、あくまでもこれは全員が免除に該当しないということでの想定でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最初のお答えですけれども、成績基準を設けないと、これはわかりました。予定をオーバーしたときには、調書を参考にして家庭の経済状況と、それから人物も見るとですか。</li> <li>・ 人物については、学校の推薦調書とかもとりませんので、そこは見ません。</li> <li>・ 去年の10月に同じことを議題にしました。奨学金を受けるには、申請を出すときに学校長の推薦をとるかからないか。そのときに、とらないのはおかしいということで、当時の教育長が教育委員の意見をもとに原案を引っ込めて、それについてはもとに戻しますという形で一度結論が出ているんです。それが結局また同じようにこういう形で経済状況だけで、人物を見ない。本当にそれでいいのか。私どもは意欲を見たいと思うんだけど、それも何もなしにして、本当にこういうことを進めていいのか。</li> <li>・ それから、その次の予算の問題ですが、これはどのぐらいになるんだろうということ、議会のニュースを聞きましたら、初年度は約1億という話でした。高校も短大も、専門学校も、大学も、それから6年制の大学も合わせると、本当に最終的に2億5,000万で足りるのかなと疑問に思いました。佐渡市の市税が確か年間50億ぐらいでしょうか。その1割近くを奨学金で食ってしまうんじゃないかと考えているものですから、大変な状況です。ちゃんと財務課があるわけですから、教育委員会が心配することではないのかも知れませんが、相当しっかりと計算をしないと。佐渡へめでたく戻ってくれば返さなくていいわけだから、2億5,000万でやりくりできるとは限らないわけですから、計算が甘いということも考えておかなきゃいけない。そのときには佐渡の借金がどんどん増えていく。もう身動きがとれなくなるということを本当に心配しておるものですから、こんなやり方を大ざっぱな計算でやっているのではないかと心配をしています。</li> <li>・ それから、もう一つ言わせていただくと、借りる方の立場になると、無利子で借りられるものならば、将来返さなくてもいいという可能性があるのであれば、とりあえず借りておこうと考えるのが普通の者の考え方じゃないだろうか。ということは、100人というふうに言いましたけれども、相当の応募があるだろう。その中で、本当に人物も意欲も見なくていいのか。これまでのやり方の方が人物、意欲が見えて、そういう意欲のある人間に奨学金が渡っていた。今回は、今まであったような意欲のある人を見きわめて奨学金を渡すというシステムがなくなるわけだから、今までもらえた人がもらえなくなるんじゃないのか。そちらの弊害もあるんじゃないかと考えています。</li> <li>・ 実は、この奨学金を制度設計する際には、誘致校とか、そういった絡み</li> </ul>
---	---

<p>育課長</p> <p>・ 佐藤委員</p> <p>・ 吉田学校教育課長</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 吉田学校教育課長</p> <p>・ 中川主任</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 中川主任</p> <p>・ 仲川委員</p> <p>・ 吉田学校教育課長</p>	<p>があるんですが、それを実際とっていないとか、それは推薦調書とか。したがって、そういったことをもろもろいいとこ取りしたという表現が悪いんですけども、そういった形でやらせていただいた関係で、議論の中で私どももともかく学校教育課の考えておる奨学金制度とまず誘致校、あと今度は市長が大胆に考えておるUターン、それまで一緒にするというはかなり無理があるということで、私どもとしても100人、金額も当初470万という提案ではなかったんですけど、低かったんです。そういった状況を仲川先生がおっしゃるようなことも私ども意見はしたんですけども、最終的にはこれはやはり大胆にやらないと効果がないだろうということで、この案で市長とも相談を進めながらやってきたのが今のような現状でございます。調書については、そういったことで撤廃をしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな目的はとにかくこれまでの就学支援、いわゆる金銭的に困ったというふうな内容から大きく変わってしまった関係で、これまでの手続等についても今回は省略をさせていただいたというのが現状です。</li> <li>・ 質問です。誘致校の奨学金貸与は、廃止ということですが、このことについては、これも先般話し合いしましたがけれども、この誘致校へのある意味では佐渡市が誘致したからそこに通学しやすいように、新入生が入りやすいようにという、そういう配慮があったわけですが、その辺の配慮は今度はしないということですか。</li> <li>・ その辺の配慮が、今度は貸与額をかなり増額していますので、それはこれまでどおり誘致校は、授業料をそのままお貸しするという考えがありました。今までの佐渡市の奨学金について、月額4万ですけども、生活的な意味だったんですけども、今回の金額設定する場合、年間の授業料、国立の大学の文系とか、私立理系、私立文系、そこを想定した金額が先ほど表中の金額になります。そのほかには、当然これまで誘致校の授業料等も当然参考にしながら金額設定しておりますので、誘致校を希望される方は、その金額の範囲内でお貸しをしたいということでございます。誘致校は別に粹自体も設けるつもりでいます。</li> <li>・ 学生が在籍する学校については、学校法人と認められているところというふうに考えればよろしいですね。例えば各種学校はどうなるのか、それから文部科学省の所管外の大学校はどうなるのか。あるいは短期大学校はどうなるのか。そこらあたりはどうなるんですか。</li> <li>・ 学校教育法上で規定している学校に入っておるかどうか。その辺はいかがですか。</li> <li>・ 学校教育法上の学校ということで。</li> <li>・ ということは、各種学校は入っていないですよ。入っていない。</li> <li>・ であれば入りません。</li> <li>・ 職業訓練関係の大学校も入らないということですね。</li> <li>・ 学校教育法で規定する学校以外は、認めません。</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li>   <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li>   <li>・ 委員多数</li> <li>・ 渡邊教育長</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうすると、新潟県農業大学校も入らないですね。</li> <li>・ それは、その学校教育法で入っているかどうか、ちょっとわかりませんが、入っていなければ。</li> <li>・ よろしいですか。ほかにございますか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。</li> <li>・ 本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。</li> <li>・ 私は反対です。</li> <li>・ では、今 37 号この内容についてでございますが、原案どおり承認することを挙手でお願いをしたいと思えます。</li> <li>・ 賛成の方挙手をお願いします。</li> <li>・ 挙手</li> <li>・ 多数ということで、原案どおり承認されました。</li> <li>・ 次に、日程第 3、議案第 38 号「佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</li> <li>・ 施行規則の一部を改正する規則についてですが、新旧対照表の方で説明させていただきます。</li> <li>・ 7 ページの 15 をごらんください。左の方の新の方で説明を進めていきたいと思えます。まず、第 1 条の定義ですが、これは条例と規則の用語は、同一の意味をもつという規定をあえてここで明文化したものです。</li> <li>・ 第 2 条の貸与の要件等ですが、これは市税等の滞納について、市長が特に認める場合の内容を規定をいたしました。滞納があっても納付誓約などの誠実な意思を認める者、市長が特に認めるということで規定をしております。第 2 項ですが、これは高校生の貸与者に関しては、これまでと同様な所得制限を設けたもので、これは別表が後で出ていますが、この計算に基づいて貸与者とすべきかと判断する規定でございます。第 3 項ですが、条例では貸与者の決定はこれは予算の範囲内としておりますことから、高校生以外の貸与者の決定に当たっては、これは高校生と同様に別表の計算に基づき予算の範囲内でおさまるかどうかを判定するものでございます。第 4 項、これは貸与者の決定は別表の計算結果、これは数値が低い、困窮度が高い世帯から優先するという旨の規定でございます。</li> <li>・ 一番下、第 3 条でございますが、これは受給予定の申し出ということで。第 1 項につきましては、受給希望者は、第 1 号の奨学金の受給希望申出書から第 4 号の所得課税扶養証明書及び納税証明書の提出を義務づける規定です。第 2 項は、第 1 号の奨学金の受給希望者申し出に記載する連帯保証人について、これは条例上では保証人の一人が 65 歳未満としておりますが、その年齢の基準日を規定しているものです。ちなみに貸与を受ける初年度の 4 月 1 日現在、65 歳未満であるという規定です。第 3 項ですが、受給予定者を決定する際には、佐渡市の奨学金審査会議を経て奨学金の受給通知書に</li> </ul>
--	--

より決定者の方へ告知をするという規定です。

- ・ 続きまして、第4条の関係、一番下になりますが、貸与申請及び決定ということです。第1項は、受給予定者が貸与を受ける手続について、これは第1号の奨学金貸与申請書から第3号の誓約書を毎年4月末までに提出させるという規定です。第2項は、提出書類について、審査の上これを5月末までに奨学金の貸与決定書の通知並びに奨学金の支払いを規定したものです。
- ・ 第5条関係、届け出関係です。第1号については、入学後の状況について届け出をさせるもので、入学後卒業、休業、退学等を行った場合、届出書を提出させることになっております。第2号については、本人と連帯保証人の届け事項に変更があった場合、例えば住所が変更になったとか、そのような場合届け出る変更の届出書です。第3号は、奨学金の貸与が不要となった場合、例えば経済的に余裕ができましたから、奨学金が必要ないというような場合、辞退届出書を出していただくこととなります。第2項につきましては、この規則では想定できないような状況等が発生した場合の措置として規定をしております。
- ・ 一番下の第6条、死亡の関係ですが、万が一奨学生が亡くなったときについては、保護者または連帯保証人がその死亡届出書を提出させるということとなっております。
- ・ 7の18ページ、7条、借用証書についてです。奨学生又は奨学生死亡の場合は、保護者か連帯保証人が借用書を提出しなければならない、そのような規定となっております。第1号、これは卒業したときと、第2号については条例の第4条に規定しております在学の最短就学期間が終了したとき、すなわち4年制の大学の場合は、例えば留年してまだ学生だったとしても、その4年をもって貸与が終了となりますから、速やかに借用書を提出させるという規定でございます。第3号については、条例第8条の規定によりまして、貸与を受ける者が奨学生として適当でない場合、市長が特にこれは非行為等があつて適当でないと認めた場合、中止や停止になった場合、提出させる規定となっております。
- ・ 第8条は、返還額の算定方法です。第1項の規定では、1,000円未満の端数処理を規定しております。第1回目の返還額にそのしわ寄せを合算するということになっております。あと1月当たりの返還額が1万円を下らない、すなわち1万円以上とする規定でございます。第2項の返還額については、第1回目から第6回目、すなわち年2回の半年期の年間でございますので、当初から3年間についてはこれを収入が低い場合、就職してもまだまだ給与が低いという場合は、一般的ですので、この場合は申し出により返還額の減額等が1回から6回までの間半減になるという規定です。
- ・ 第9条は、返還の猶予です。第1項は、条例の第10条に規定します返還猶予を希望する場合の提出書類でございます奨学金の猶予申請書の提出の規定となっております。第2項ですが、第2項は猶予申請書を教育委員会が

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li>   <li>・ 吉田学校教 育課長</li>   <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<p>受けた場合の手續として、これを審査し、奨学金の返還猶予の決定通知書により本人の告知するという規定です。第3項は、これは条例上の就労の定義を規定しております。返還猶予または返還免除の対象とする場合は、市内において継続して就労することが確定していることとするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第10条が返還の免除の関係です。第1項は、返還免除の申請書は、奨学生又は奨学生死亡の場合、保護者又は連帯保証人にその申請書を提出させるという規定になっております。第2項は、提出後の手續として、教育委員会が審査の上、奨学金の返還免除決定通知書により本人に告知をするという規定です。</li> <li>・ 7-20 ページ、最後であります、最後その他、第11条ですが、この規則で定めるもののほか、必要な事項等については市長が別に定めるということで、募集要項等でさらに具体的に示すということの規定でございます。以下、別表等の関係が出てまいります、別表の内容については、割愛させていただきます。変更になった部分についてだけ様式を示します。</li> <li>・ 7-24 ページをお願いします。これは新の方でございますが、これ様式第2号、これは新たに設定をしました。先ほどの説明で貸与の回数については、最高大学の薬学部等に入学すれば6年間でございますので、その6年間分を基本の様式として設定しております。なお、右奥にございます旧様式がありますが、奨学生の推薦証書、これ先ほどご指摘のあったものでございますが、これは今回削除しております。</li> <li>・ 7-26 ページをごらんください。26 ページについては、様式第3号として、奨学生の返還計画書ということで、これを新たに設定させていただきました。これまでの推移では貸付額に対して120万円を超えれば自動的に10年返済、120万円以上は15年返済というふうに一律貸与者については毎年同じ同額と規定で返還をしていただきましたが、今後は奨学生も自分の返済計画に基づいて返済できるという規定になっておりますので、このような書式、様式を定めました。</li> <li>・ それでは、質疑をお願いします。ございませんか。</li> <li>・ 就労定義について、非常に明確に書かれてあると思いました。7-19の第9条の3項、市内において継続して労務を提供し、又は事業を行うことが確定している場合ということです。そうすると、非正規雇用で契約書が1年と区切られているものについては、確定していないという解釈でよろしいですか。</li> <li>・ あとは前回問題になっていた例えば県職とか、そういった確実に佐渡在住の条件での公務員採用については、これは認めるということであり、このような確定がない上転勤族、本社が新潟等にあつて佐渡に支店がある場合については、佐渡採用というような証明が出れば、それは免除の対象にしたいと考えております。</li> <li>・ 農業や漁業や自営業も就労確定と考えていいのですか、継続就労ということで。その場合、証明は誰が出すことになるのでしょうか。</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明は雇用主、いわゆる親が事業主であれば親の方からいただきます。あとは確定申告等で、青色申告するかどうかわかりませんが、そういった内容でもこちらの方では確認はしたいと考えております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 場合によっては、自分で自分に対する証明を書くということもあり得ますね、自営では。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あり得ます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほかにどうですか。質疑なしということではよろしいですか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、これより採決いたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件を原案どおり決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なしと認めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって、議案第 38 号「佐渡市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日程第 4、議案第 39 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、議案の 10 ページでご説明いたします。新旧対照表をごらんください。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回改正する理由ですが、青字のところ、義務教育諸学校体制云々という、こういった法律が一部の改正がなされました。その中で、真ん中あたり、下に赤線で引っ張ってありますが、学校教育法の中で学校の事務職員についての規定が見直しされました。これは、学校の事務職員が主体的に校務の運営に参画するよう職務規程の見直し等が行われたということで、学校教育法が一部改正されました。今回この法律の改正に伴いまして、佐渡市立の学校運営に関する規則を改正するものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず、学校運営の管理規則については、小学校、中学校及び幼稚園にかかわります管理運営の基本的事項をまとめたものでございまして、この規則の 23 条の 8 に学校の事務職員が規定されておりますが、第 1 項の文言のうち、改正前は事務に従事するという規定がございましたが、今後は事務をつかさどるという規定に変えます。これは、学校教育法で同様な改正がなされたことに伴いまして、文言を整理するものです。この文言の変更の趣旨としましては、事務職員が主体的に校務の運営に参画すべき役割をもつというようなことが法令上今回明確にされたということとなっております。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がありますでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法等々の見直しから、それを受けてというご説明でした。今日ここへ来てこれを見せていただいたので、事前にいただいていた資料では、なぜあえてという気がありました。このあたり事務職員にはその 2 号のところに総括事務主幹云々という、主任及び主事とすると、こういうことでありましたが、これまでも主任等についてはつかさどるとい言葉がありまし</li> </ul>



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田 学校教 育課長</li> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<p>たけど、主事に対してもつかさどると、こういうことになるということですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田 学校教 育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちょっと確認も質問もあったんですが、学校教育法にそういうふうに文言が改正されたと。</li> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田 学校教 育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漢字を使っていなかったですか。</li> <li>・ 平仮名です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田 学校教 育課長</li> <li>・ 仲川委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昔から平仮名ですか。</li> <li>・ はい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほかにございますか。</li> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ 質疑なしと認めます。</li> <li>・ それでは、これより採決いたします。</li> <li>・ 本件を原案どおり採決することにご異議ございませんか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異議なし。</li> <li>・ 異議なしと認めます。</li> <li>・ よって、議案第 39 号「佐渡市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次に、日程第 5、報告事項 1、学校の諸問題についてです。報告事項 1 につきましては、児童生徒の個人情報に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第 7 条の規定により、秘密会といたします。これに賛成の方は挙手をお願いします。</li> <li>・ 挙手。</li> <li>・ それでは、報告事項 1 を秘密会といたします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>【秘密会】</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 吉田 学校教 育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告事項 2 に入ります。</li> <li>・ 認定こども園についてです。事務局お願いします。</li> <li>・ 資料が 2 枚、図面と位置図と移転新築について、2 枚ございます。今現在相川の統合の保育園としまして、相川幼稚園と相川保育園、いわゆる認定こども園の設置に向けて今作業を進めている最中でございます。ちなみに資料の二重丸のところに相川幼稚園と相川保育園の現状を記載してございますが、相川幼稚園については、昭和 48 年 9 月建築です。25 年の 9 月に耐震診断を実施しましたが、これだと震度 6 強では倒壊のおそれが高いということで診断が下されております。したがって、早急な対応が必要であると</li> </ul>

いうことを伺っております。

- 一方、相川保育園については、56年の3月に設置されております。いわゆる新耐震基準については、56年の6月1日以降法律の施行規則が変わりまして、それ以降の建築確認申請をとったものについては問題がございませんが、この56年3月設置でございますので、その法律の施行前、診断はしましたが、相川保育園については診断的には問題ございませんでした。ただし、いわゆるその地域についてはさまざまな問題がございまして、佐渡市のハザードマップ上でもここが急傾斜地での崩壊、あと地すべり発生危険区域、土石流、崖崩れ発生等々な非常にいわゆるハザードマップ的にはかなり危険視されておる地区に保育園が設置されております。したがって、両施設とも決して安全が確保できるという場所に設置されていると、並びにそのような施設じゃないということでもありますので、実は平成22年度当時この2園の移転建築等が議論されました。当時は、保護者や地域への説明を経まして、これは福祉の保育園の方が主体となって説明会に行ったということでございます。
- 当時は、海岸にある佐渡会館跡地、あそこに両園を認定的な園を設置するというので、話し合いが済んでおりましたが、23年の3月に東日本震災がございまして、保護者からやっぱりあの場所は適地でないということで、計画が頓挫をしました。その後保護者の方の意見としましては、時間がかかってもいいから、とにかく高台のところに設置してほしいというふうな要望がございまして、その建設の適地等を探しておった経過が当時ございました。いわゆる合併が平成16年ですが、合併特例債の期限というのが平成25年でございます。それまでに当初の計画をつくり上げようということで、計画していたのですが、先ほどの東日本の状況で一回計画がなくなりました。
- その後、合併特例債の期限自体が平成31年まで延長された関係で、合併後10年間でできなかった合併特例債事業の計画がまた各課から集められました。その中で今回いわゆる認定こども園の建設に際しては、合併特例債を利用した形で、この期限が31年3月末となっておりますので、それまでに建築に向けての協議を進めてきて、今後用地の取得等に向けた手続きに着手したというところでございます。
- 今現在、候補地として用地交渉を進めておるのが相川のここに写っておりませんが、ここが中学校です。いわゆる坂からずっとトンネルから下ってくる道です。その途中に旧相川の測候所がありましたけれども、そこを適地として、今候補地としまして、国の方と用地の交渉をしている最中でございます。それで、園の形態等については、保育園を建て替える、幼稚園を建て替える等々のご意見がございましたが、最終的にはアンケートの調査を実は2月、5月に保護者にしたところ、これは両方の機能をもち合わせた認定こども園ということでよろしいのではないかとということで、計画を今現在進めておるところでございます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 仲川委員</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li>   <li>・ 吉田学校教育課長</li> <li>・ 仲川委員</li>   <li>・ 中村委員</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li>   <li>・ 中村委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、今後の方針としましては、合併特例債の期限が31年3月末でありますので、用地の取得並びに測量、設計並びに建築工事等にかかっていきますので、9月議会以降に動きが出てくるのではないかと思います。</li> <li>・ 過去の経過は、ここに書いてありますので、参考にしてください。7月3日にこのような同等の資料を持って地区の説明会に行きます。これまでは保護者へは勉強会とか、アンケート調査を2月以降進めてまいりましたが、今度は7月3日で地区の方を対象にした手続、子ども若者課長と私、学校教育課長2人で対応をします。今後、内容の変更ということになれば、当然規則の改正とか、条例の改正になりますので、その際はもちろん教育委員会にもお諮りしながら手続を進めていきます。</li> <li>・ では、質疑等ありますでしょうか。</li> <li>・ 幼稚園と保育園の一体化ということですが、今現在子どもたちはそれぞれ何人いますか。</li> <li>・ 相川保育園が46人だったと思います。幼稚園が12人。</li> <li>・ もう一点ですが、測候所の跡地ということは、地盤がいいんだろうと思いますけれども、相川は高台へ行くとなかなかいいところがあるんです、これのほかにも。どこかという、相川分校の100メートルぐらい上に佐渡市の持ち物、グラウンドが。</li> <li>・ あそこも一応候補地に上がっていますが、ただ道が狭くて、狭い道が坂道です。</li> <li>・ 道を広げれば楽かなと思って、あそこは大変地盤のいいところで、片方だけあければいいんじゃないか。</li> <li>・ ここも道拡張するんですか。</li> <li>・ 今このグリーンの道は道路拡幅やっている最中です。かなり距離あります。あと手前これ3棟、3つぼんぼんぼんとある、これは市営住宅、旧相川町の住宅で、いずれはこれを解体するそうです。参考ですが、この下にあるこの建物が旧さどやです。</li> <li>・ 私いつも危ないなと思うのが、この相川中学校のところをずっと下っていくと、測候所からおりてきた道があります。ここにこの角の佐和田側の角にちょうど大きい建物があって、私が大型を運転してここを下っていくときに、中学生が急に出てくるんです。だから、すごく危ないなと思っています。横断歩道はあっても、下から上がってくる子どもたちが急に出てきて。下り坂なので、みんなびゅんびゅん飛ばすんです。ここはいつも危ないなと思っています。</li> <li>・ ここからまたこの道に右とか、左とかに出るときも、ちょうどここがカーブになって、この建物があって、左右がとても見にくいのです。旧消防の庁舎がちょうどカーブのところにありますけども。だからそういうところも進めていかないと、今度送迎とかという、やっぱり今度この道もそうだし、その一歩手前の海に……。</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 中村委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、中村さんは、ここのことを言っているの。</li> <li>・ そうです。ここのところですか。ここも危ないし、測候所を下ってきて、ここYの字になっているじゃないですか。この道はこっち側の下りていく人たちが近道で、ずっと下りたり上ったりとかとする通勤の道なので、結構車の通りが激しく、保護者が送迎のときにまた事故があったりするかなという、ちょっと怖い感じがします。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今のことは、私から参考に伝えます。町からこの候補地に向かう方は、必ず右折になるんで、恐らく前から車が来れば一旦止まり、並ぶようなことがあって、冬場は心配しています。とにかく見にくいわけですね。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中村委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 中村委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうなんです。中学生が急に飛び出てきて、朝とかすごく怖いんです。</li> <li>・ 朝ということは、下から上に上っていく子どもたちということですね。</li> <li>・ そうです。この下から通学する子たちが、私はここ相川にいるときは、下っていくと、急に出てくる子がいました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仲川委員</li> <li>・ 中村委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 細長いよね。</li> <li>・ そうなんです。</li> <li>・ 取りつけ道路も含めて考えないと、安全については。</li> <li>・ 今の期間は、ちょっと中学校の方にも。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> <li>・ 中村委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道と車道の区別がよくついていなかったのでは、あの場所は。</li> <li>・ ついていないです。暗いです。こっち側に歩道がないんです、反対側にはあるけど。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片側しか歩道がないんです。私もここで警察官に叱られました、街頭補導していて。そんなところに立っているんじゃないと。歩行者と間違えられて、車が止まると。車の走行に邪魔になるから、もっと横断歩道から離れて立ちなさいと怒られましたが、それぐらい本当に危ないんです、確かに。それよりもこの上り坂というのは、相川に勤めさせてもらって、本当に危険です、大変です。風は強いし、凍結はするし、相川中学校も車が上らない、凍結すると。積雪はないんだけど、凍結するという、そういう意味で小さい子どもが乗ったマイクロバスが上がっていくんだらうなと思って。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉田学校教育課長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当然これまで以上に塩をまくとか、いろいろ対策を。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今の相川保育園にしても、相川幼稚園も狭いところですから、それに比べれば広がったという言い方はできます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測候所は、全く何もないんですか。</li> <li>・ 更地です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 佐藤委員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更地になっていたんですか。</li> <li>・ ほかにどうですか。よろしいでしょうか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員全員</li> <li>・ 渡邊教育長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 質疑なし。</li> <li>・ 質疑なしということで認めます。</li> <li>・ それでは、事務局の方からそのほかに報告事項ございますか。</li> </ul>

<p>・越前社会教育課長</p>	<p><b>【職員の人事に関連して報告があった。】</b></p>
	<p>・ それから真野体育館、それから真野武道館、これも同じく廃止、解体ということを考えています。それから小木体育館の廃止、解体。この4つが新たに加わったということで、今後市民への丁寧な説明会を行っていきたいということを考えておまして、今の状況では廃止条例を出せるのであれば、今年の12月あるいは来年の3月議会に上程したいと思います。その後平成30年度中に解体を行いたいと考えております。合併特例債の期限が平成31年の3月末ということでございますので、それまでには解体をして更地にする方向で考えております。詳しいことにつきまして、また日程等決まりましたら、委員会の方にお示ししたいと思っています。</p>
<p>・渡邊教育長</p>	<p>・ きっといろいろな反対意見等、課題があると思いますけれど、誠意をもって説明していきたいと思っています。</p>
<p>・渡邊教育長</p>	<p>・ 最後日程6に行きます。次回の定例会の開催日についてです。事務局お願いします。</p>
<p>・吉田学校教育課長</p>	<p>・ 7月の26、27、31、この3日のいずれかでいかがでしょうか。</p>
	<p><b>【委員の都合を聞いて日程を調整した。】</b></p>
<p>・渡邊教育長</p>	<p>・ 次回は7月31日、13時30分からということで、現地視察も含んでいるということでお願いいたします。</p> <p>・ それでは、以上で平成29年度第9回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後3時27分終了</p>